

# 公共圏に関わる主要アクターの社会的責任

～人間の安全保障の視点からみた外国人医療問題～

論文要旨

Social Responsibilities of Governmental, Industrial and Civil Sectors  
to Support the Human Security of Foreigners in Japan  
～ Focusing on the Medical and Health Care Issues ～

小林 由紀男

KOBAYASHI Yukio

## 1. 論文の目的と構成について

### (1) 問題意識

2009年度の衆議院選挙で自民党が大敗し民主党政権が誕生した。この政権交代によって「第三の道」、「新しい公共」といった社会民主主義政策が提唱され、非正規雇用問題、少子高齢社会などの社会保障問題と、破綻寸前の国家財政を同時に解決する施策として注目された。しかし、具体的な施策の実施は次々に見送られ、社会問題の具体的な改善はまったく見えない。

世界に目を向ければ、共和党から政権を奪取したオバマ大統領率いるアメリカの民主党政権が、二年目の中間選挙で大敗を喫した。2011年には社会格差を理由とした大規模なデモが発生している。EUではギリシャを発端に国家規模の財政問題が深刻化、グローバル・イシュー解決への糸口が見つからない中、多くの先進工業国で、福祉を含めた社会問題がその深刻さを深めている。

工業先進国の政治的な混迷は、経済や政治のグローバル化と新興開発国の経済発展と無関係ではないだろう。海外との価格競争は激化し、産業構造が変化することに伴って社会保障制度に決定的な影響を与える失業率は上昇せざるを得ない。しかし、先進国の抱える課題はそれだけではない。少子高齢化の問題は高度医療の発展や公衆衛生の整備と社会的成熟によって人間の寿命が延びることに由来する、いわば先進国が宿命的に抱える共通課題がある。政治的な混迷は、人間社会が成熟することに伴って必然的に拡大する社会的課題に対して、いかなる決定的な解決法も存在しないことの裏返しとも言える。もはや国内の社会問題を押し付ける先は国境の外側にはない。すべての国家が節度を保ち、自ら責任を取って問題を解決しなければ、地球規模の環境破壊や経済恐慌を招いてしまうだろう。

かつて、国家の第一の責任は、国家の安全保障であった。国体がなくなってしまうと、国民の安全や生活の保障もできないとの考えは今も根強く残っている。しかし、

グローバル社会においては、国家の国民に対する責任の第一は「人間の安全保障」であると考えれば、社会政策の方向性が見えてくる。そもそも、主権者である国民の意思によって、その総体として国家が存在するのであれば、その国民一人一人の安全保障を実現できないならば、国家の存在意義そのものに疑念が生じてしまう。グローバル社会においては、個人だけでなく、企業などの法人も国境を超えて自由に移動しながら活動を行っている。国境線の中に留まっていることを前提とした国家的な安全保障の考え方では、国民はその生命や財産を国家によって守られているとは言えないのである。

「人間の安全保障」の概念をいち早く世界に向けて打ち出した日本が、憲法によって軍事的な安全保障について厳しい制約を課していることは重要な点である。「人間の安全保障」という概念が成立する以前から、日本の国内施策は経済大国になることと同時に、福祉施策を推し進めることを重要視していた。国民を豊かにすることが、軍事的な安全保障の部分的な代替策となっていたのである。ここでその変遷を簡単に概観しておきたい。

1970年代は日本の福祉政策が大きく発展した時代であった、1970年には社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画、1971年には児童手当法が制定され、1973年は「福祉元年」と言われ、老人医療費無料化が実施された。右肩上がりの経済成長を背景に、勤労者の権利のピークを迎えたのが1970年代であった。その一方で、それまでの「福祉国家」から「日本型福祉社会」政策へと大きく転換した時代でもあった。

坂脇昭吉は、1979年に発表された自由民主党の政策研修叢書『日本型福祉社会』について、その実態を次のように整理する。第一に「ナショナル・ミニマム」の概念と「平等主義」さらに「弱者尊重主義」を有害無益なものとして排除する。第二に「選別主義」と「自助原理」に基づいた「民間の創意と活力を生かした日本型福祉社会」作りを目指すというものである<sup>(1)</sup>。

この方針はその後第2次臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会などに引き継がれ、合計19件の答申を行い「活力ある福祉社会の実現」のスローガンの下に、個人の「自立、自助」、「家庭責任」、職場、地域での「連帯」を強調して、日本の社会保障・社会福祉制度を後退させていった。また昭和61年度版の『厚生白書』における社会保障制度の基本原則のなかには、「日本型福祉」に関し、自立自助や相互扶助について、さらに明確な表現が含まれている<sup>(2)</sup>。1970年代にこのような大きな転換が行われたことは、二度のオイルショックによって高度経済成長政策が破綻したことによる国家財政の逼迫を直接の理由とし、高齢化社会の到来による財政危機を表面に押し立てて、福祉政策を後退させたと推測する他はない。福祉の対象を個人とし、家庭や地域に依存することなく、すべての住民の基本的な権利を福祉によって支えようとする福祉国家の理念は、政府と個人の間には家族や地域社会を挟み込むことによって、当初の目的から大きく後退したのである。

家族や地域社会が構造的に福祉施策に介在することは、そこに社会的な負担が集中する可能性を意味している。「老老介護」や、本論で取り上げる「市民組織」などが福祉の実体を支える社会構造が生み出される兆しが、既にこの時点で見られることは、留意しておくべきである。

その後、バブル経済を挟み、「失われた10年」の後に小泉政権下で加速した新自由主義的な政策は、市民に「痛み」を求めながら「行政改革」を推進することで有権者の広い支持を集めた。『民』にできることは『民』に」というスローガンに象徴される政策は、大きな政府から小さな政府への転換であり、「一億総中流」<sup>(3)</sup> と呼称された日本型福祉国家から、自己責任社会という名の弱者切捨て社会へ突然大きく舵が切られたと評されることが多い。しかし、このような政策転換は、必ずしもバブル経済崩壊後の財政危機によって突然もたらされたものではなく、第2次臨調以降、長期にわたって日本の政権が水面下で少しずつ行ってきた政策転換が可視化されたものに過ぎない。

そもそも日本型福祉政策と言われるものが、本来の意味での福祉政策とは異なっており、小泉改革とは、その実施施策上の課題であった官僚主義の弊害を、民営化（企業への公共事業の開放）という形に矮小化して解決しようとしたに過ぎない。

福祉サービスは「恩寵」ではなく、市民の権利として与えられなければその実質的な機能を果たすことは困難である。このことは、福祉サービスが、憲法に保障された基本的人権を拠る所に実施されていることにより自明である。しかし、長らく「公共圏」を担ってきた官僚による行政施策は、必ずしも権利として誰もが必要な時に請求、享受できるものではなく、行政側の裁量によって恣意的に富の再分配が行われてきた。その結果、社会的弱者の怨嗟の的となってきたのである。

グローバリゼーションや少子高齢化などによって右肩上がりの成長が見込めなくなった日本社会は、裁量によって弱者を救済する財政的な余裕を失い、時に段階的に、時に急激に福祉国家への道から自己責任社会へと政策転換を行った。その端的な例が、抱え込んだ多額の財政赤字を解消する手段として小泉政権が選んだ新自由主義による小さな政府政策であった。その結果もたらされたのが急激に縮小した「公共圏」である。非正規雇用の急増はその典型的な社会問題であり、さらには外国人労働者という、さらに過酷な環境に置かれた社会階層を急激に拡大させた。

その結果、自由民主党は実質的な福祉を求める市民の声によって政権を失い、政府は民主党に移ったが、「日本流第3の道」、あるいは「新しい公共」などと呼ばれ、生活者視点の施策として打ち出された施策はもろくも破綻し、社会的弱者が安心できる社会への展望は見えない。

社会に対するフリーライドを許さないとするポピュリズム的世論を背景に、行政が担うべき公共を民に移管しようとするこれらの試みは、本当に妥当なものと言えるのだろうか。また、危機的な状況にある日本社会の再生に有効なのだろうか。また、「新しい公共」といわれる政策は、本当に福祉の当事者である住民のニーズを満たし、しかも、限られた財源で実施できるのであろうか。

本論文では、日本の社会的最弱者の一つと考えられる外国人労働者に焦点をあて、その医療アクセスの状況と社会のセーフティネットの関係を検討することで、公共圏における主要アクターである、行政、産業界、市民社会の責任について考察を試みた。

## (2) 本研究の目的

本論文の主たる目的は、「新しい公共」といわれる施策の課題を明らかにすることに

ある。「新しい公共」と呼ばれる施策は、日本固有のものではなく、先進工業国において「第三の道」として、その是非について活発に議論されてきた。政策推進者の立場からは、この施策について二つのことが期待されている。第一に、公共サービスの受益者である住民自らがサービスの提供者となり、当事者として関わることにより、住民にとって本当に必要とされる福祉サービスの実現に貢献すること。第二に、官僚システムの弊害を廃し、財政効率の良い福祉サービスを可能にすることである。

従来、福祉施策を検討するにあたっては、行政機能と施策に限定して問題を検証することが多かった。しかし、「新しい公共」については、行政の側だけでなく、市民社会についても十分な検討を行う必要がある。なぜならば、「新しい公共」については、エージェント問題<sup>(4)</sup>だけでなくプリンシパルの問題も極めて重要だからである。

公共施策において、プリンシパルである市民がエージェントである行政に対して十分なイニシアティブを発揮できないことは、市民社会が多数の階層、あるいは属性に分化されている事による。

別の側面から見れば、このことはコモン・プール<sup>(5)</sup>の議論とも重なる。ある特定の施策に関して、受益者である市民とその財源を負担する市民が完全に重なることはない。その結果、一部の納税者は税負担を過重に感じ、政治的な力を行使することによって自己利益を増大しようとする<sup>(6)</sup>。

公共施策がプリンシパルである市民から、エージェントである行政に委託される限り、この問題の根本的な解決を図ることは困難である。「新しい公共」の概念が重要なのは、プリンシパルである市民自身が、多数決という手段によって選ばれた代理人である政治機構に依存するのではなく、市民自らがエージェントである市民組織を選び、その施策実施を委任するという構造、いわば、当事者による公共サービスの実施を模索するところに意味がある。「新しい公共」の基本概念に忠実であろうとするならば、「新しい公共」の担い手は、市民社会から何らかの形で直接附託を受けることになる。本論文では、この点について明らかにすることを目指した。

第二に、「新しい公共」の担い手の能力の問題がある。本論文では、「新しい公共」の実施者として注目される、NPOやNGO、CSOといった市民組織の成り立ちや、その行動原理や理念、さらにはそのガバナンスや経営基盤といった点を検討することで、その能力を検討した。

その重要な要素として、最大多数のための最大幸福という従来の社会施策の目標から、すべての住民の最大幸福を目指すことが可能であるかに焦点をあてて「新しい公共」の機能を検討することが必要となった。最大多数をその施策の対象とし、社会的弱者を切り捨てるのであれば、従来の自己責任論で十分である。社会的弱者を限られた財源の中で、どのようにして救い上げて行くのか。そのことが「新しい公共」が機能するかの大きなポイントとなる。そのために、本論文においては社会的弱者に焦点をあて、市民組織の代表的存在といわれるNPOやNGOがそのニーズを満たす事業や活動を行うことが可能なのかを検証することによって、「新しい公共」そのものの有効性を検証することとした。

このような論旨から、本論文では日本国内に居住するすべての人間には、国籍や人種、経済的能力などの先天的・後天的な属性に依存することなく基本的人権が存在し、

その生存権を確保するための社会的な制度的枠組みとして「公共圏」が存在すると仮定した。

この検討にあたっては、「人間の安全保障」の視点をを用い、国家の安全保障の基盤として、「人間の安全保障」が存在することを前提とする。このことは、国家の存在そのものが民主主義のプロセスによって成立しているものであると考える立場を示す。従って、純粋理念形においては、「人間の安全保障」を守ることのできない国家は、国家としての資格を失い、その住民の総意による国家の消滅を導く。この意味において、「人間の安全保障」は国家の安全保障に優先していることを本論文では基本とするものである。

### (3) 本研究論文の構成

本論文全体は、序章を除き5章の構成である。第1章～第4章までは「公共」に関わる複数の側面を異なる視点から分析し、日本の「公共」の概念および公共を構成する社会アクターの役割と責任に関する事実関係を明らかにすることを目的とした。ここでいうアクターとは、政治・行政セクター、産業セクター、市民社会セクターである<sup>(7)</sup>。最終章では、それまでに明らかにされた事実から、日本の「公共」の全体像について検討し、本論文の目的である、「新しい公共」施策の妥当性について考察した。

まず第1章では、「新しい公共」の問題を検討するに先立って、本論文で用いる「公共」概念の定義を試みた。まず公共に関する概念整理をした後に、日本型社会福祉政策の変遷と特徴整理を行い、関係するアクターについて概観した。さらに社会のグローバル化と公共福祉の関係について点検し、特に外国人労働者の法的地位を含む社会的状況について考察を行った。このことは、憲法によって規定される国民の生存権の問題と、実体社会における公共圏の関係について検討整理する事を目的として不可欠な要素であった。最後に「新しい公共」の主たる担い手として期待される市民社会と公共の関係を検討した。この作業にあたっては、従来十分に整理されていない「非営利組織」、「NPO」、「NGO」、「CSO」などの用語や概念について、改めて本論で用いる定義を行った。

第2章では、本論文の主論である医療と外国人問題の背景整理を行った。第1章の公共論を受け、具体的に外国人に対する医療福祉がどのような基本的な考えで実施されているかを分析した。

まず、セーフティネットについての論理的な整理を行い、次に移住労働者に対する医療サービスの実際を、依拠する法律や法令に沿って検討した。

第3章では外国人の医療福祉の実際を HIV/AIDS に焦点をあてて、行政と NPO/NGO の役割について整理した。ここでは事例研究を採用し、実際に日本国内で人権ベースアプローチによって外国人の医療支援を実施している NGO の活動実態とその課題について報告した。その事例から得られた事実の整理を行うことで、市民団体に依拠する福祉サービスの問題点に検討を加えた。

第4章では、「人間の安全保障」をテーマに市民社会と政府、企業の責任を整理した。また、民主主義国家における社会保障政策の実際と限界について、国民の代表とされる代議制民主主義政体と市民社会の代表とされる市民組織の双方を比較することで整

理を行った。特に、市民組織として総括されがちな、CSO、NPO、NGOなどの概念とその組織理論、活動実態について分析を行い、第1章で行った定義を超えて、社会から求められる「非営利組織」の機能とその限界についての考察も行った。最終章では、公共性とは何かという課題に立ち返り、「新しい公共」が意味する公共の有り方と、公共モデルの一つである公共共担論とを比較検討しながら、「新しい公共」政策の実効性を、その実施者、実施能力、実施財源という三つの観点から検証した。

## 2. 結論

「新しい公共」の概念で期待される市民社会のモデルは、非営利セクターの役割を大きくすることで福祉を実現し、代議制民主主義の欠陥である多数決の原理から抜け出そうとする試みである。いわば、「小さな政府」と「大きな公共圏」の両方を実現させようとする試みである。従って、この新しい公共の担い手は、これまでの代議制民主主義によって選ばれた政治家と官僚による福祉行政とは全く異なるガバナンスによって機能しなければならない。

官を通じて産業セクターを監督しようとするれば、癒着や非効率が生じてしまうことは、「大きな政府」におけるこれまでの施策をみれば明らかである。さらに、代議制民主主義は企業、生産、流通、さらにメディアを含んだ産業界すべてを支配するグローバル企業のロビイストの影響を強く受ける。有権者にできることは、その施策を選挙で追認することしかできない。他に政治参加の現実的な選択肢がないからである。

一方、主権者である市民がその代表者である政治家に委託し、実施してきた公共圏の運営を、その一部を除いて市民自身がその手に取り戻し、直接的に非営利組織を通じて運用すれば、理論上は間接民主主義の弊害を相当程度軽減することができる。しかし、実際の政策においては、むしろ企業への公共圏の開放が急激に進んでおり、市民社会への「大政奉還」は遅々として進んでいない。その受け皿となる市民団体が弱体で、公正で実効力のある活動を展開する実施能力を十分持っていないからである。4万以上あるNPO法人も玉石混交の状態である。

この現状を打破するためには、市民社会がイニシアティブを発揮し、市民団体の選別を自らの手で進め、公共圏の担い手としての能力を高めて行く必要がある。そのためには、公の支配を受けて公共の事業に従事するNPOと、市民社会から直接の附託を受けて公共事業を行うNGO、あるいはこの段階においてはCSO（Civil Society Organization）と呼ぶべき市民組織を峻別することがその第一歩である。

CSOはその公益性を市民による事業の支持によって担保される。現状では、そのメカニズムは資金調達を中心としたパブリック・サポート・テスト（PST）に拠っている。しかし、市民組織の公益性は単に資金調達の透明性やPSTに拠るのではなく、その事業の目的や成果など、より多くの観点から市民によって監督される必要がある。「公の支配」ではなく、「民の支配」を受けていることがCSOには求められるのである。その一つの技術的な方法は、民間の第三者機関によるアクレディテーションであろう。このアクレディテーションに向かっている市民社会の動きは、ゆっくりであるが始まっ

ている<sup>(8)</sup>。

絶対に避けなければならないのは、公権力がその選別に介入し、市民組織による「もう一つの公益事業」を含めて、公共圏すべての公益事業全体を官が管理することを市民社会が容認することである。そのような場合、非営利組織と公権力の間に癒着と利権が生じ、天下り法人に代表される官製公益法人が抱えていた問題である事業の非効率、組織の肥大化、不要な法人の乱立などが生じる恐れがある<sup>(9)</sup>。

今後日本の市民社会が社会的重要性を増し、第一、第二セクターの癒着を排して公共圏の主要なアクターの一つに育つ保証は今のところ全くない。一方、公共圏の主たる権限者である政治や行政が財政的な理由により、その責任を放棄し、公共事業や福祉施策の多くの部分を企業や地域に投げ出す可能性は高い。その場合には企業が利潤目的に適う主要な部分を支配し、地域や市民社会はその残滓を膨大な社会資本を投入して補って行くことになる。その担い手として期待されるのはNGOやNPOであるが、そもそも市民社会には、そのような準備ができていない。

真に新しい公共政策とは、公共事業の実施責任を投げ出すことではなく、「公の支配」を市民社会に譲渡することである。官が握っている利権を手放すことでしか、「新しい公共」は機能しない。そのためには、生存権を広く外国人を含めた住民全般に権利として認め、裁量権を放棄する必要がある。産業界と政治・官僚間のインタレスト・ポリティクスに終止符を打ち、市民社会と行政が新たな基準で協働関係を構築することができれば、少子高齢社会であっても、日本の福祉システムはコミュニティレベルの草の根施策によって機能を保つことができる可能性を残している。

## あとがき～東日本大震災の経験を通じて～

日本社会が抱える多くの課題は、自らを「中流」とし、大量生産・大量消費の生活様式を選択してきた市民自身にも多くの原因がある。欧米のような、キリスト教精神に深く根ざす「慈善」が生活の中に浸透していないことも客観的事実として認めなければならない。

しかし「ウサギ小屋」と呼ばれる小さな住宅に住み、職場まで二時間もかかる郊外に、猫の額ほどの張りぼての一戸建てを買うことを「夢」として働き続けた標準的な日本人像はあまりにも暗い。定年まで働き続けても平穏な老後さえ保証されず、再就職をして、肉体的にも精神的にも厳しい仕事を低賃金で行うことでしか生活を維持することができない社会層が大量に存在し、今後年金支給年齢の引き上げによって生活保護受給者はさらに増加すると予測されているのである。

今後、新しい政権の成立とその直後の失望、そして新たな政権の成立というプロセスが幾度となく繰り返されながら、根本的な社会問題の解決がより深刻化してゆくことと予測されるのは、多数派民主主義の欠点を補う政治制度が生まれにくい限り、根本的に過半数の有権者を満足させる施策、特に有権者の痛みを伴う施策の成立と実施は極めて困難だからである。

本論文執筆後、日本社会には東日本大震災という大きな災害が起こり、コミュニティ

の力の重要性が再認識されることとなった。それと同時に、日本の福祉や社会保障システムの脆弱さだけでなく、市民組織の弱点もさらけ出すこととなった。東日本大震災に於いて多くの市民がボランティアとして参加し、日本人の中にある種の連帯意識が生まれたが、「新しい公共」事業が市民やメディアによってクローズアップされることはなかった。震災からの復興支援は、行政と市民組織が一体となって社会問題に取り組み、より多くの市民から支持を受け、新たな公共圏を形成する大きな機会であったが、市民ひとりひとは NGO と行政の連携に対して冷静である。社会改革の担い手とされる NPO や市民組織と、行政や産業界との関係について、多くの市民は距離を置き、注意深くその動向を見守っているように感じる。

国民年金の未納問題と同様、公共の事業に対して市民が資金提供を自発的に行い、支えて行くという構図に対し、市民の多くは直感的に胡散臭さを感じているのがその理由の一つではないだろうか。政府の吹く笛に踊らされまいとする、市民の自己防衛意識が「新しい公共」への手放しの賛同を控えさせているのではないか。もしそうであるならば、「笛吹きど踊らず」という状況は、必ずしも市民の公共性に対する啓発活動が足りないわけではないだろう。市民の声に真摯に耳を傾ける努力こそ、社会変革の最も重要な第一歩である。

なお本稿は論文の要旨であるため、問題意識、論文の目的と構成、結論のみを記し、結論に至る事例研究や問題の検証などは含まれていない。

#### ■註

- (1) 坂脇昭吉「わが国における社会保障の「原則」と「定義」に関する一検討」、『鹿児島大学教育学部研究紀要 第43巻』、1991、p.21
- (2) 『厚生白書』(昭和61年度版)、第1編 第1章社会保障制度の再構築へ向けて 第3節社会保障制度の再構築 1 社会保障制度再構築の基本的方向 (2) 再構築に当たっての基本的考え方 (自助・互助・公助の役割分担)「健全な社会とは、個人の自立・自助が基本であり、それを支える家庭、地域社会があって、さらに公的部門が個人の自立・自助や家族、地域社会の互助機能を支援する三重構造の社会、換言すれば、自立自助の精神と相互扶助の精神、社会連帯の精神に支えられた社会を指すものと考えることができよう。また、制度の再構築に当たっては、個人の尊厳や相互扶助の精神などを損なうことのないよう十分配慮する必要がある。」
- (3) 1958年(昭和33年)から始まった内閣府の「国民生活に関する世論調査」の第1回調査結果によると、生活の程度に対する回答比率は、「上」が0.2%、「中の上」が3.4%、「中の中」が37.0%、「中の下」が32.0%、「下」はわずかに17.0%であり、自らの生活程度を『中流』とした者、すなわち、「中の上」「中の中」「中の下」を合わせた回答比率は7割を超えていた。その後、同調査では1960年代半ばまでに『中流』と答えた者の比率が8割を越え、1970年(昭和45年)以降、『中流』の回答比率は約9割となった。1979年(昭和54年)の「国民生活白書」では、国民の中流意識が定着したと評価している。
- (4) 主権者である市民社会をプリンシパル、その附託を受ける行政機能をエージェントとして捉えた場合、プリンシパルである市民社会のニーズが、どの程度エージェントによって具体的な施策として実施されているかが問題となる。いわゆる天下り法人など産業界と行政の癒着はエージェント問題とみなされる。
- (5) コモン・プール(公共財)は通常、非排除性あるいは非競争性の少なくとも一方を有する財として定義される。その両方の条件を満たすものは、純粋公共財といわれるが、市民の

立場によっては、何が公共財で、何が私有財かの判断は明確ではない。特に、準公共財の判断については社会的、文化的な環境が大きく影響する。

- (6) このようなメカニズムによって、エージェントである政治・行政機構は、納税者である有権者の利益、さらには経済界との間に特定の関係を持ち、政治的権力を維持するために、インタレスト・ポリティクスに固執することになってしまう。
- (7) 従来、それぞれ「官」、「産」、「民」と呼称されているが、「民営化」、「民間団体」といった呼称は、市民社会論では混乱を招く恐れがある。あくまでも、営利を目的とするセクターは産業セクター（あるいは「企業」セクター）、非営利のセクターを市民セクター（あるいは住民セクター）と呼ぶべきである。
- (8) 「「エクセレント NPO」をめざそう市民会議」が中心となり、NPO の認証活動や基準作成、さらには、政府が検討を進める「新しい公共」円卓会議の宣言文及び政府の対応方針に関する意見の発表などを行っている。
- (9) 認定 NPO 制度の見直しの中で、国や地方公共団体の委託事業を行う団体や指定 NPO に対する寄付控除を拡大する傾向にあることは、認定 NPO の数を増やし、その財政改善に貢献する一方で、市民組織である NPO の独立性を脅かす可能性がある。

#### ■引用文献一覧（本要旨原稿分）

経済企画庁『国民生活白書昭和 54 年版』、1979、大蔵省印刷局  
 厚生省『厚生白書昭和 61 年度版』、1987、厚生省  
 厚生省『厚生白書平成 11 年度版』、1999、厚生省  
 坂脇昭吉、「わが国における社会保障の「原則」と「定義」に関する一検討」『鹿児島大学教育学部研究紀要 第 43 巻』、1991、鹿児島大学教育学部大臣官房統計情報部賃金福祉統計課『平成 21 年労働組合基礎調査結果の概況』、2009、厚生労働省

#### ■参考文献

赤井朱美「社会的弱者（マイノリティ）に対する限定実定法の不備と運用課題」『神戸親和女子大学研究論叢 第 41 号』  
 阿部敦『市民社会領域をとりまく公的政策』、2007 大阪公立大学共同出版会  
 市村浩一郎『日本の NPO はなぜ不幸なのか？』、2008、ダイヤモンド社  
 今野晴貴、本田由紀「働く若者たちの現実」『労働社会保障政策の転換を』、2009、岩波書店  
 岩田正美、『社会的排除：参加の欠如・不確かな帰属』、2008 有斐閣  
 遠藤公嗣、川添誠 他、『労働、社会保障政策の転換を』、2009、岩波書店  
 遠藤美奈「憲法に 25 条がおかれたことの意味 — 生存権に関する今日的考察 —」『季刊 社会保障研究』Vol. 41 No. 4、2006、東京大学出版会奥野信宏、栗田卓也『新しい公共を担う人々』、2010、岩波書店  
 金子郁容、『コミュニティ・ソリューション』、2002、岩波書店  
 カルドー、メアリー著、山本武彦・宮脇昇他訳『グローバル市民社会論』、2007、法政大学出版局  
 菊池馨実『社会保障の法理念』、2000、有斐閣  
 ギデンズ、アンソニー、佐和隆光訳『第三の道』、1999、日本経済新聞社  
 後房雄、『NPO は公共サービスを担えるか』、2009 法律文化社  
 坂脇昭吉、『現代日本の社会保障』、1997、ミネルバ書房  
 サッセン、サスキア、森田桐朗訳『労働と資本の国際移動』、1988、岩波書店  
 沢田貴志、「「外国人労働者」とは誰か？」、『公衆衛生第 74 巻第 7 号』、2010、医学書院沢田貴志、「外国人労働者の健康問題」、『公衆衛生第 74 巻第 8 号』、2010、医学書院シェア＝国

国際保健協力市民の会『すべてのいのちの輝きのために』、2008、めこん  
シェア＝国際保健協力市民の会編『年次報告書 2009』、2010、シェア＝国際保健協力市民の会  
重本直利・藤原隆信編著『共生地域社会と公共経営』、2010、晃洋書房  
杉山真一、「医療機関の診療義務とその限界」、『エイズと人権・社会構造に関する研究 研究報告書』、2001、慶応義塾大学文学部樽井研究室  
スコッチボル・シーダ、河田潤一訳『失われた民主主義』、2007、慶応義塾大学出版会  
セン、アマルティア、後藤玲子『福祉と正義』、2008、東京大学出版会  
田中弥生『NPO が自立する日』、2006、日本評論社  
人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題』、2001、朝日新聞社  
早川寛「在日外国人医療を取り巻く社会的状況の変化を振り返って～MF＝MASHを通じてみえてくる在日外国人医療の10年」、『日本でできる国際協力』、2005、(特活)シェア＝国際保健協力市民の会  
荻原なつ子『NPO と行政との共同に関する研究 — 委託事業の実態と事業評価に関する事例調査 —』、2006、立教大学社会学部社会学科  
松下啓一『新しい公共と自治体』、2002、信山社出版  
羅一慶、『日本の市民社会における NPO と市民参加』、2008、慶応義塾大学出版会  
李祥任、「転換期を迎えた在日外国人医療」、『日本エイズ学会誌 Vol. 9 No. 2』、2007、日本エイズ学会  
渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス』、2001、東京大学出版会